目次

居住衛生設備規則 3
1編　総則 3
1章　通則 3
1.1　一般 3
2編　検査 4
1章　通則 4
1.1　一般 4
1.2　検査の準備その他 6
1.3　昇降設備検査記録簿等 6
1.4　昇降機の点検 6
1.5　制限荷重等の標示 6
2章　登録検査 7
2.1　製造中登録検査 7
2.2　製造後登録検査 7
2.3　登録事項の変更 8
3章　年次検査 9
3.1　一般 9
3.2　年次検査 9
4章　中間検査 10
4.1　一般 10
4.2　中間検査 10
5章　定期検査 11
5.1　定期検査 11
3編　居住衛生設備 12
1章　船員に関する設備 12
1.1　一般 12
1.2　船員室 13
1.3　居住諸室等 15
1.4　衛生諸室 15
1.5　操舵室 15
2章　旅客に関する設備 17
2.1　旅客室 17
3章　航路を制限される船舶及び小型船舶に施設される居住衛生設備の特例 20
3.1　一般 20
3.2　船員室等に関する特例の内容 20
3.3　旅客室に関する特例の内容 21
4章　昇降設備 24

4.1 一般 24

居住衛生設備規則

1 編　総則

1 章　通則

1.1　一般

1.1.1　適用*

-1. 本規則は，登録規則 2 章の船級登録を受ける船舶又は受けた船舶に施設される居住衛生設備（昇降設備を含む。）に適用する。

-2. 次の各号のいずれかに該当する船舶については，本会が適当と認めるところによる。

(1) 推進機関を有しない船舶

(2) 漁船

(3) 小型の船舶

-3. 本会が必要と認める居住衛生設備に用いる電気設備は鋼船規則の規定に従わなければならない。

-4. 居住衛生設備については，本規則によるほか，国内法規にも適合しなければならないことに注意する必要がある。

-5. 溶接については，鋼船規則の規定に従わなければならない。

-6. 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものに限る。）が結合して一体となって航行する場合には、それぞれ単体の船舶として本規則の規定を満足するとともに，これらを一の船舶とみなして本規則の規定を満足しなければならない。

1.1.2　同等効力

本規則に適合しない構造，設備，配置又は材料であっても，本会が本規則に適合するものと同等の効力があると認める場合には，この規定に適合するものとみなす。

1.1.3　新しい概念による設備

本規則とは異なる概念に基づいて設計された居住衛生設備については，本会は，適用可能な範囲で本規則の規定を適用するとともに，必要に応じて本規則の規定以外の要求を行うことがある。

2 編　検査

1 章　通則

1.1　一般

1.1.1　適用

本編の規定は，船舶の居住衛生設備に関する試験検査に適用する。

1.1.2　検査の種類

検査の種類は次のとおりとする。

(1) 登録のための検査（以下，登録検査という。）

登録検査の種類は，次のとおりとする。

(a) 製造中登録検査

(b) 製造後登録検査

(2) 登録を維持するための検査（以下，維持検査という。）

維持検査の種類は，次のとおりとする。以下，本章では，**(a)**，**(b)**及び**(c)**を定期的検査と言う。

(a) 年次検査

(b) 中間検査

(c) 定期検査

(d) 臨時検査

(e) 不定期検査

1.1.3　検査の実施及び時期*

-1. 登録検査

(1) 製造中登録検査

本会の承認を得た計画に基づき，製造中から本会検査員の検査を受ける居住衛生設備は製造中登録検査を受けなければならない。

(2) 製造後登録検査

前**(1)**以外の登録検査を受ける居住衛生設備は，検査申込みが行われたときに製造後登録検査を受けなければならない。

-2. 年次検査

年次検査は，検査基準日（船級証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい，船級証書の有効期間の満了日を除く。）の前後 3 ヶ月以内であって，**鋼船規則 B 編又は高速船規則 2 編**に規定する年次検査を行うときに行う。

-3. 中間検査

中間検査は，2 回目又は 3 回目の年次検査の時期であって，**鋼船規則 B 編又は高速船規則 2 編**に規定する中間検査を行うときに，同年次検査に代えて行う。

-4. 定期検査

定期検査は，船級証書の有効期間の満了日の前 3 ヶ月以内であって，**鋼船規則 B 編又は高速船規則 2 編**に規定する定期検査を行うときに行う。

-5. 臨時検査

臨時検査は登録検査，年次検査，中間検査及び定期検査の時期以外で次のいずれかに該当するときに行う。検査の実施にあっては，通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

(1) 船舶に固定して施設される居住衛生設備に係る改造又は修理を行うとき。

(2) 本規則に定める要件のうち，遡及して適用される要件に適合していることを確認するとき。

(3) その他検査を行う必要があるとき。

-6. 不定期検査

不定期検査は，登録を受けた設備が，**船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.**に該当する疑いがあり，かつ，本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。検査においては，おのおのの場合に応じ，必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。

1.1.4 定期的検査の時期の繰り上げ

-1. 定期検査は，これを受けるべき時期に該当しない場合でも，船舶の所有者から申込みがあれば時期を繰り上げて行う。

-2. 年次検査及び中間検査は，これを受けるべき時期に該当しない場合でも，船舶の所有者から申込みがあれば時期を繰り上げて行うことができる。この場合，別に定めるところにより，追加の定期的検査を行う。

-3. 年次検査又は中間検査を受けるべき時期に他の定期的検査を繰り上げた場合

(1) 年次検査を受けるべき時期に中間検査又は定期検査を繰り上げて受けたときは，年次検査は行わない。

(2) 中間検査を受ける時期に定期的検査を繰り上げて受けたときには，中間検査は行わない。

-4. 臨時検査を受けるべき時期に定期的検査を繰り上げた場合

臨時検査を受けるべき時期に年次検査，中間検査又は定期検査を繰り上げて当該事項を含めて受検したときは，臨時検査は行わない。

1.1.5 定期検査の延期

定期検査を行う場合に，本会の承認を得て検査を受ける期日を延期することができる。その延期は，船舶が検査を受ける時期にその船籍国以外の国から船籍国の港又は検査を受ける予定の船籍国以外の国の港に向け航行中となる場合は 3 ヶ月，それ以外の事由により航行中となる場合に 1 ヶ月を超えない範囲とする。

1.1.6 検査の項目，範囲及び程度の変更並びに一部省略

-1. 定期的検査の一部省略

(1) 定期検査では，4 回目の年次検査から **1.1.3-4.**に規定する定期検査の時期に定期検査に準じて検査を行った事項については，検査員の見込みにより詳細な検査を省略することができる。**1.1.4-3.**により，年次検査を繰り上げて実施した場合は，別に定めるところによる。

(2) 中間検査では，2 回目の年次検査から 3 回目の年次検査の時期に中間検査に準じて検査を行った事項については，検査員の見込みによりその検査を省略することができる。

-2. 定期的検査の項目，範囲及び程度の変更

定期的検査では，船舶或いは機関の大きさ，用途，構造，船齢，経歴，前回の検査の成績及び現状に応じて検査の項目，範囲及び程度を適当に変更することがある。

-3. 定期検査に準じた中間検査

中間検査で検査員が特に必要があると認めた事項又は船舶の所有者から特に申込みのあった事項については定期検査に準じて検査を行う。

1.1.7 係船中の船舶

-1. 係船中の船舶については，定期的検査は行わない。ただし，臨時検査の申込みがあった場合はこの限りでない。

-2. 係船中の船舶を再び航行の用に供しようとするときは，次の**(1)**から**(3)**のいずれかの検査及び係船中ゆえに行われなかった指定事項に対する検査を受けなければならない。

(1) 係船期間中に定期的検査を受けるべき期日を経過しなかったときは，係船前指定された次に行うべき定期的検査を行う。

(2) 係船期間中に定期的検査を受けるべき期日を経過したときは，その検査を行う。

(3) 係船期間中に二種類以上の定期的検査を受けるべき期日を経過したときは，それらの検査の内，定期検査，中間検査及び年次検査の順で上位にある検査を行う。

1.1.8 旅客船

旅客船の居住衛生設備については，本編の規定にかかわらず，設計に関連して特別の考慮を払わなければならない。この場合，国際条約及び国内法規に適合しなければならないことに注意する必要がある。

1.1.9 特殊な船舶

特殊な船舶については，本編の規定によるほか，設計に関連して特別の考慮を払わなければならない。この場合，国内法規に適合しなければならないことに注意する必要がある。

1.2 検査の準備その他

1.2.1 通知

本規則による検査を受けようとするときは，検査申込者の責任において受検希望地の本会検査員にその旨通知しなければならない。この通知は，検査を適切な時期に行うことが出来るよう，前広になされなければならない。

1.2.2 検査準備

-1. 検査申込者は，受けようとする検査の種類に応じ，十分な検査が行えるように必要な準備をしなければならない。この準備は，検査上必要な程度まで容易且つ安全に近づくことができる設備，検査上必要な装置及び検査記録等の準備並びに機器等の開放，障害物の撤去及び清掃を含むものとする。また，検査に使用される検査機器，計測機器及び試験機器は，個別に識別でき，かつ，本会の適当と認める標準に従い校正されたものでなければならない。ただし，簡単な計測機器（定規，巻き尺，マイクロゲージ等）及び船舶の機器に備えられた計測機器（圧力計，温度計，回転計等）については，他の計測機器との比較等の適当な方法により，その精度が確認できればよい。

-2. 検査申込者は，検査を受けるとき検査事項を承知しており，検査の準備を監督する者を検査に立会わせ，検査に際して検査員が必要とする援助を与えなければならない。

1.2.3 検査の停止

検査に際して必要な準備がされていないとき，立会人がいないとき又は危険性があると検査員が判断したときは，検査を停止することがある。

1.2.4 検査の結果，修理を必要と認めたときの処置

検査の結果，修理をする必要を認めたときは，検査員はその旨を検査申込者に通知する。この通知を受けたときは，修理を行ったうえで検査員の確認を受けなければならない。

1.3 昇降設備検査記録簿等

1.3.1 一般

-1. 船舶所有者は，昇降設備について，昇降設備検査記録簿を作成し，これを船内に保管しておかなければならない。

-2. 船舶所有者は，昇降設備検査記録簿に **2.1.4** に規定する昇降機制限荷重等指定書を添付しなければならない。

-3. 船舶所有者は，昇降設備について，**1.4** に規定する点検を行った場合は，その旨を昇降設備検査記録簿に記入しておかなければならない。

1.4 昇降機の点検

1.4.1 昇降機の点検

船舶所有者は，**2.1.4** の規定により制限荷重及び定員を指定された昇降機について，登録検査，定期検査又は中間検査に合格した後 6 ヶ月ごとに，異状がないかどうかの点検を行わなければならない。

1.5 制限荷重等の標示

1.5.1 制限荷重等の標示

船舶所有者は，昇降設備の見やすい箇所に指定を受けた制限荷重及び定員を標示しておかなければならない。

2 章　　登録検査

2.1　　製造中登録検査

2.1.1　　一般

製造中登録検査では，居住衛生設備に関する必要な事項について検査又は試験もしくは調査を行い，それらが該当各編の規定に適合しなければならない。

2.1.2　　提出図面及び書類*

-1.　製造中登録検査を受けようとする船舶については，工事の着手に先立ち，次の**(1)**から**(9)**に掲げる図面及び書類（以下，本章において「承認用図面等」という。）を提出して本会の審査を受けなければならない。製造中登録検査の申込者は，本会が別に定めるところにより製造中登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(1)　船員室等及び旅客室の配置図及び要目
(2)　居住衛生設備の諸管線図
(3)　換気装置の配置図及び要目
(4)　冷暖房装置の要目
(5)　天窓及び舷窓等の配置図
(6)　寝台及び備品の配置図及び要目
(7)　防音措置の施工要領
(8)　防水措置の施工要領
(9)　昇降設備配置図，昇降設備の構造図，昇降設備の強力計算書，昇降設備の使用材料を示す書類及び昇降設備の使用方法を示す書類（昇降設備を備える船舶に限る。）

-2.　前**-1.**に規定する図面及び書類は，次の**(1)**から**(3)**に従い本会に提出しなければならない。

(1)　紙図面で提出する場合には，本会用に **2** 部及び返却希望部数を提出する。
(2)　電子図面で提出する場合には，本会のシステムを通じて提出する。
(3)　前**(1)**及び**(2)**によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。

2.1.3　　検査

居住衛生設備に関しては，次の**(1)**から**(3)**に掲げる検査対象のうち該当するものを実施しなければならない。ただし，製造工場等の設備，技術及び品質管理の実状に応じて立会を増減することがある。

(1)　船員室等，旅客室，操舵室，機関区域，無線通信室及び操舵機室の配置，設備等の完成検査
(2)　昇降設備の荷重試験
(3)　昇降設備の効力試験

2.1.4　　制限荷重等の指定

-1.　本会の検査を受け，これに合格した昇降機（はじめて荷重試験を行ったものに限る。）について，制限荷重及び定員（エスカレーターにあっては，制限荷重。以下同じ。）を指定し，昇降機制限荷重等指定書を交付する。検査の申込みは申込書（**ELV-APP(J)**）により行うこと。

-2.　前項の定員は，荷重試験を行った場合の制限荷重を *75kg* で除して得た最大整数に等しいものとする。

2.2　　製造後登録検査

2.2.1　　一般

-1.　製造後登録検査では，当該船舶の船齢に応じ，居住衛生設備について製造中登録検査を受けた船舶がその船齢又はそれに最も近い船齢において受けるべき定期検査と同じ程度で現状を検査し，それらが各編の規定に適合しなければならない。

-2.　前**-1.**の登録検査を受ける船舶は，製造中登録検査の場合に準じ，必要な図面及びその他の書類を提出しなければならない。

2.3 登録事項の変更

既に居住衛生設備の登録を受けた船舶が居住衛生設備について改造を行う場合，本会は登録事項の内容を変更する必要がある部分について本章の製造中登録検査に対する規定を適用する。

3 章　　年次検査

3.1　　一般

3.1.1　　定期検査に準じた検査

居住衛生設備の損傷の発生もしくは損傷の履歴等を考慮して,本会又は検査員が特に必要があると認めた事項については，定期検査に準じて検査を行うことがある。

3.2　　年次検査

3.2.1　　書類及び図書の確認

年次検査では，**表 3.1** に掲げる書類及び図書についてそれらの管理状況を確認する。

3.2.2　　現状検査

年次検査では，**表 3.2** に掲げる現状検査を行う。

3.2.3　　効力試験

年次検査では，**表 3.3** に掲げる設備及び装置について，効力試験を行う。

表 3.1

書類又は図書	確認事項
昇降設備検査記録簿	昇降設備検査記録簿が本船上に保管され，必要な事項が記入されているかを確認する。

表 3.2

検査項目	検査内容
船員室等及び旅客室	現状良好であること及び標示を確認する。
昇降設備	現状良好であること及び標示を確認する。
水中翼船のシートベルト	取り付け及び同ベルト表面に傷及び亀裂等の異常がないことを確認する。

表 3.3

試験項目	試験内容
昇降設備の通信連絡装置	通信連絡装置の作動を確認する。
昇降設備の安全装置	安全装置の作動を確認する。
昇降設備の緊急停止装置	緊急停止装置の作動を確認する

4 章　　中間検査

4.1　　一般

4.1.1　　定期検査に準じた検査

居住衛生設備の損傷の発生もしくは損傷の履歴等を考慮して,本会又は検査員が特に必要があると認めた事項については，定期検査に準じて検査を行うことがある。

4.2　　中間検査

4.2.1　　書類及び図書の確認

中間検査では，**表 4.1** に掲げる書類及び図書についてそれらの管理状況を確認する。

4.2.2　　現状検査

中間検査では，**表 4.2** に掲げる現状検査を行う。

4.2.3　　効力試験

中間検査では，**表 4.3** に掲げる設備及び装置について，効力試験を行う。

表 4.1

書類又は図書	確認事項
昇降設備検査記録簿	昇降設備検査記録簿が本船上に保管され，必要な事項が記入されているかを確認する。

表 4.2

検査項目	検査内容
船員室等及び旅客室	現状良好であること及び標示を確認する。
昇降設備	現状良好であること及び標示を確認する。
水中翼船のシートベルト	取り付け及び同ベルト表面に傷及び亀裂等の異常がないことを確認する。

表 4.3

試験項目	試験内容
昇降設備の通信連絡装置	通信連絡装置の作動を確認する。
昇降設備の安全装置	安全装置の作動を確認する。
昇降設備の緊急停止装置	緊急停止装置の作動を確認する。

5 章　定期検査

5.1　定期検査

5.1.1　書類及び図書の確認

定期検査では，**表 5.1** に掲げる書類及び図書についてそれらの管理状況を確認する。

5.1.2　現状検査

定期検査では，**表 5.2** に掲げる現状検査を行う。

5.1.3　解放検査

定期検査では，**表 5.3** に掲げる解放検査を行う。

5.1.4　効力試験

定期検査では，**表 5.4** に掲げる設備及び装置について，効力試験を行う。

5.1.5　昇降設備の解放検査

巻上機の主要部又は駆動部分の解放検査を行う。ただし，整備記録等により検査員が適当と認める場合には，立会検査を省略して差し支えない。

表 5.1

書類又は図書	確認事項
昇降設備検査記録簿	昇降設備検査記録簿が本船上に保管され，必要な事項が記入されているかを確認する。

表 5.2

検査項目	検査内容
船員室等及び旅客室	現状良好であること及び標示を確認する。
昇降設備	現状良好であること及び標示を確認する。
水中翼船のシートベルト	取り付け及び同ベルト表面に傷及び亀裂等の異常がないことを確認する。

表 5.3

検査項目	検査内容
昇降設備について巻上機主要部又は駆動部分の解放検査	現状良好であることを確認する。ただし，整備記録等により検査員が適当と認める場合には，立会検査を省略して差し支えない。

表 5.4

試験項目	試験内容
昇降設備	制限荷重の 1.1 倍の荷重を負荷して作動試験を行う。ただし，整備記録等により検査員が適当と認める場合には，立会検査を省略して差し支えない。
昇降設備の通信連絡装置	通信連絡装置の作動を確認する。
昇降設備の安全装置	安全装置の作動を確認する。
昇降設備の緊急停止装置	緊急停止装置の作動を確認する。

3 編　居住衛生設備

1 章　船員に関する設備

1.1　一般

1.1.1　適用*

-1. 本編に規定する設備であって本会が適当と認める船員の設備に係るものについては，本編の規定にかかわらず，本会の適当と認めるところによる。

-2. 居住衛生設備のうち，航路に制限のある船舶及び小型の船舶に装備されるものについては，本編 3 章の規定によるほか本会が適当と認めた場合には本編の規定を適当に軽減できる。

1.1.2　船員室等の位置*

-1. 船員室等は，最高航海喫水線の上方に設けなければならない。ただし，本会が当該船舶の構造，航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合は，この限りでない。

-2. 船員室等は燃料油タンクの隔壁又は頂板に隣接して設けてはならない。これらの区画の間には，通風を十分に行われ，かつ，人が通行できる間げきのあるコファダムを設けなければならない。ただし，油タンク頂部が無開口であり，かつ，38*mm* 以上の不燃性被覆材が施され，かつ，通風が十分に行われている場合には，頂部のコファダムは省略して差し支えない。

-3. 雑居船員室には出入口に通じる通路を本会の適当と認めるように配置しなければならない。ただし，座席のみを設備する面積 15m^2 以下の船員室等又は立席のみを設備する船員室等についてはこの限りでなない。

-4. 前-3.の通路の幅は遠洋の航行区域を有する船舶にあっては 900*mm* 以上，その他の船舶にあっては 600*mm* 以上としなければならない。

-5. 船員室は次の要件にも適合しなければならない。

(1) 仮設の梁の上に設けてはならない。

(2) 船員室直上の暴露鋼甲板及び船員を搭載する暴露鋼甲板には木甲板を張るか又は本会がこれと同等以上の効力ありと認める被覆を施さなければならない。

-6. 次に掲げる場所を船員室等に充てはならない。

(1) 船首隔壁がある船舶については，その前部，船首隔壁がない船舶については上甲板上面において船首材の内面より船の最大幅の 2 分の 1 に当る箇所より前部

(2) 幅又は長さが 600*mm* 未満の場所

(3) ボイラ室の周囲に防熱装置を施さない場合においてはその周囲 600*mm* 迄の場所

(4) その他本会が船員の起臥動作に不適当と認める場所

1.1.3　船員室等の高さ*

船員室等の床の上面から天井甲板のビームの下面又は天井張りの下面までの垂直距離（以下この章において，「船員室等の高さ」という。）は 2.03*m* 以上でなければならない。ただし，本会が当該船舶の構造，航海の態様等を考慮してやむを得ないと認められた場合はこの限りではない。

1.1.4　船員室等の隔離*

-1. 船員室等は，貨物区域，機関区域及び燃料油，潤滑油等の貯蔵場所から有効に隔離しなければならない。

-2. 調理室，浴室，便所，洗たく室及びこれらに類似した場所は，他の場所と有効に隔離しなければならない。

1.1.5　船員室等における器具等の設置の禁止

船員室等には，錨鎖管の開口又は揚錨機，ウインチその他の機具を設置してはならない。

1.1.6　蒸気管等

-1. 船員室等及び船橋には，揚錨機，ウインチ及びこれらに類似した装置に係る蒸気管又は排気管を設けてはならない。

-2. 船員室等又は船橋に，前-1.に規定する蒸気管及び排気管以外の熱を発する管を設ける場合には，適当な防熱措置を

講じなければならない。

1.1.7　　換気装置*

船舶には，船員室等，船橋及び機関区域を有効に換気できる空気調和装置又は機械通風装置を設けなければならない。

1.1.8　　冷暖房装置

-1.　船舶には，船員室，食堂，事務室，休憩室，診療室，病室，無線電信室及び船橋を有効に暖房できる空気調和装置もしくは蒸気暖房装置又はこれらに類似した装置を設けなければならない。

-2.　船舶には，船員室，食堂，事務室，休憩室，診療室，病室，無線電信室，船橋及び機関制御室を有効に冷房できる空気調和装置又はこれに類似した装置を設けなければならない。

1.1.9　　天窓及び舷窓等*

-1.　船員室及び食堂には，適度の採光のための天窓，舷窓等を設けなければならない。ただし，本会が当該船舶の構造，航海態様等を考慮して差し支えないと認める場合，この限りではない。

-2.　船員室等，船橋及び機関制御室には照明装置を設けなければならない。ただし，本会が当該船舶の構造，航海態様等を考慮して差し支えないと認める場合，この限りではない。

1.1.10　　防音措置等*

総トン数 1,600 トン以上の船舶には，次の**(1)**から**(3)**に従い防音措置を講じなければならない。ただし，本会が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認めた場合は，この限りではない。

(1)　各区画の騒音レベルは，本会が適当と認める騒音レベル以下でなければならない。ただし，次の**(a)**から**(c)**のいずれにも該当せず，国際航海に従事しない船舶にあっては，本会が適当と認める騒音レベル以下としなくて差し支えない。いずれの場合においても，騒音計測方法は，本会が適当と認める方法によらなければならない。

(a)　2017 年 7 月 1 日以後に，建造契約が結ばれる船舶

(b)　建造契約が存在しない場合には，2018 年 1 月 1 日以後に，建造開始段階にある船舶

(c)　2021 年 7 月 1 日以後に，引き渡しが行われる船舶

(2)　居住区域内の隔壁及び甲板は，本会が適当と認める空気音遮断性能を有するものでなければならない。

(3)　騒音レベルが 85*dB*(*A*)を超える区域のある船舶にあっては，本会が適当と認めるところにより，耳保護具及び警告表示を備えなければならない。

1.1.11　　排水設備

船舶には，排水設備を設けなければならない。

1.1.12　　甲板上の休憩場所

船舶には，船員が職務を離れた時に利用することのできる休憩場所を暴露甲板上に設けなければならない。

1.2　　船員室

1.2.1　　船員定員

船員定員は，船員室の定員の合計としなければならない。

1.2.2　　船員室の定員*

-1.　船員室の定員は，1 人としなければならない。ただし，総トン数 3,000 トン未満の船舶であって，船員室の床面積が 7m^2 以上の場合かつ本会が適当と認める場合には，当該船員室の定員を 2 人とすることができる。

-2.　船長及び職員の船員室の床面積は，**表 1.1** の左欄に掲げる区分に応じ，同表の右欄に定める数値以上としなければならない。

-3.　部員の船員室の床面積は，**表 1.2** の左欄に掲げる区分に応じ，同表の右欄に定める数値以上としなければならない。

-4.　船舶には，執務室を船員室（船長及び甲板部又は機関部の最上位にあたる職員が使用する船員室に限る。）に隣接して設けなければならない。この場合，船員室に床面積は，**表 1.2** に定める数値まで減じて差し支えない。

-5.　本会が船舶の構造，航海の態様を考慮してやむを得ないと認める場合における船員室の定員及び床面積については，前**-1.**から**-4.**の規定にかかわらず，本会が適当と認めるところによる。

-6.　次に掲げる場所は船員室の面積に算入してはならない。ただし，湖川港内のみを航行する船舶又は発航港より到着港まで直航する船舶にあっては，倉口の上面，周囲壁及び載貨門の内側を座席に算入してもよい。

(1)　通路

(2)　倉口の上面

(3) 倉口の周囲 600*mm* までの場所

(4) 載貨門の前後各 350*mm* の箇所より，その幅にて倉口の周囲 600*mm* までの場所

-7. 座席の面積の算定については次の各規定による。

(1) 形状が整正な場所にあっては平均の幅に長さを乗ずる。

(2) 形状が整正でない場所にあっては前中後の 3 箇所の幅を測り，前後の幅の和に中央の幅の 4 倍を加え 6 で除し，これに長さを乗ずる。

(3) 船尾の斜曲な場所（長さが幅の 1/2 に等しい箇所より後部）にあっては，長さの 2/3 にその場所の前端の幅を乗ずる。

(4) 前**(1)**から**(3)**の規定により定めた面積より前**-2.**規定より船員室に算入しない場所及び **2.1.2-7.**に掲げる場所の面積を減じる。

表 1.1 面積（m^2）（船長及び職員）

区分	面積（m^2）
総トン数 3,000 トン未満の船舶	7.5
総トン数 3,000 トン以上 10,000 トン未満の船舶	8.5
総トン数 10,000 トン以上の船舶	10.0

表 1.2 面積（m^2）（部員）

区分	面積（m^2）
総トン数 3,000 トン未満の船舶	4.5
総トン数 3,000 トン以上 10,000 トン未満の船舶	5.5
総トン数 10,000 トン以上の船舶	7.0

1.2.3 寝台*

-1. **1.2.2** に規定する船舶の船員室には，定員 1 人につき 1 個の寝台を備えなければならない。

-2. 船員室の寝台は，適当な材料を使用したものであり，かつ，その内側の寸法は，長さ 1,980*mm*，幅 800*mm* 以上でなければならない。

-3. 船員室の寝台の配置は，次のものに適合しなければならない。

(1) 寝台の少なくとも片側は，出入口に通ずる空所又は通路に直接面していること。

(2) 寝台は，2 段を超えて設けられていないこと。ただし，船側に沿って設ける寝台は，本会が採光のための設備が十分であると認める場合を除き，1 段であること。

(3) 寝台を 2 段とする場合には，床面から下方の寝台の上面までの高さは 300*mm* 以上であり，かつ，上方の寝台はできる限り天井と下方の寝台の中間に設けられていること。

(4) 前**(3)**によるほか本会が適当と認める配置によること。

1.2.4 備品*

船員室には，その定員に相当する日常生活の用に供する備品として，次に掲げるものを備えなければならない。ただし，本会が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は，この限りでない。

(1) 十分な大きさの衣服戸棚

(2) 船員が通常時に使用することのできるテーブル及び座席

1.2.5 洗面設備*

船員室には，冷水及び温水が利用可能な洗面設備を設けなければならない。

1.2.6 標示

2 人以上の定員を有する船員室にはその種類及び定員を，その他の船員室にはその種類を標示しなければならない。

1.2.7 その他の居室

船員又は旅客のいずれにも該当しない者の居室については，**2 章**の規定を準用する。

1.3 居住諸室等

1.3.1 食堂

船舶には，船員室から離れ，かつ，調理室に近い位置に，十分な広さを有する食堂を設けなければならない。ただし，本会が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は，この限りではない。

1.3.2 調理室

船舶には，十分な広さを有する調理室を設けなければならない。ただし，当該船舶の構造，航海の態様等を考慮して本会が差し支えないと認める場合はこの限りでない。

1.3.3 事務室

船舶には，独立した事務室を設けなければならない。ただし，船舶の構造上やむを得ない場合であって，船員室内に事務を行うための場所及び設備を設けたときは，この限りでない。

1.3.4 休憩室*

総トン数 500 トン以上の船舶には，独立した十分な広さを有する休憩室を設けなければならない。ただし，当該船舶の構造，航海の態様等を考慮して本会が差し支えないと認める場合はこの限りでない。

1.4 衛生諸室

1.4.1 浴室等*

-1. 船舶には，船員定員 6 人又はその端数ごとに 1 以上の大便器，洗面設備及び浴室を備え付けなければならない。ただし，本会が当該船舶の構造，航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合は，この限りではない。

-2. 船内の洗面設備及び大便器は，船橋及び機関区域又は機関制御室から容易に利用することのできる範囲内の適当な場所に設けなければならない。

-3. 船内の全ての洗面設備は，冷水及び温水が利用できるものとしなければならない。

1.4.2 洗たく室等

船舶には，洗たく室等の設備を設けなければならない。ただし，本会が当該船舶の構造，航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は，この限りでない。

1.4.3 作業衣ロッカ室

総トン数 500 トン以上の船舶には，船員定員に相当するロッカ又は防水着掛けが備えられた作業衣ロッカ室を設けなければならない。ただし，総トン数 3,000 トン未満の船舶にあっては，廊下等適当な場所に設けた防水着掛けをもってこれに代えることができる。

1.4.4 囲壁の防水措置*

浴室，便所，洗たく室等の囲壁は，床から 230*mm* の高さまで防水措置を講じたものでなければならない。

1.4.5 診療室及び病室等*

国際航海に従事する船舶であって船員定員が 15 名以上のものには，独立した適当な診療室，病室等を設けなければならない。ただし，本会が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合は，この限りでない。

1.5 操舵室

1.5.1 操舵室の高さ

操舵室の床の上面から天井甲板のビームの下面又は天井張りの下面までの垂直距離は**表 1.2** による。

1.5.2 操舵室の広さ*

操舵室は，操舵装置等を有効に操作するため十分な広さを有するものでなければならない。

1.5.3 操舵室の椅子席

水中翼船の操舵室の椅子席については，**2.1.7-5.**の規定を準用する。

表 1.2

区 分	高 さ（*m*）
総トン数 500 トン未満の船舶	1.8
総トン数 500 トン以上 1,000 トン未満の船舶	1.9
総トン数 1,000 トン以上 3,000 トン未満の船舶	2.0
総トン数 3,000 トン以上の船舶	2.1

2章　旅客に関する設備

2.1　旅客室

2.1.1　適用*

-1. 船舶に設備する旅客室は本章の規定に適合するものであること。

-2. 次に掲げる旅客以外の旅客に対しては旅客室を備えること。

(1) 船級符号に *Coasting Service*，*Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶であって，航行予定時間 3 時間未満の航路において搭載する旅客

(2) 本会が差し支えないと認める場合は 7 月 1 日より 8 月末日に至る期間に限り，前**(1)**の規定による航行予定時間を 5 時間まで延長しても差し支えない。

2.1.2　旅客室の位置*

-1. 旅客室は最高航海喫水線の下方 1.8*m* に当たる場所より上方に設けなければならない。

-2. 旅客室は燃料油タンクの隔壁又は頂板に隣接して設けてはならない。これらの区画の間には，通風を十分に行われ，かつ，人が通行できる間げきのあるコファダムを設けなければならない。ただし，油タンク頂部が無開口であり，かつ，38*mm* 以上の不燃性被覆材が施され，かつ，通風が十分に行われている場合には，頂部のコファダムは省略して差し支えない。

-3. 雑居旅客室には出入口に通じる通路を本会の適当と認めるように配置しなければならない。ただし，座席のみを設備する面積 15m^2 以下の旅客室又は立席のみを設備する旅客室についてはこの限りでない。

-4. 前**-3.**の通路の幅は遠洋の航行区域を有する船舶にあっては 900*mm* 以上，その他の船舶にあっては 600*mm* 以上としなければならない。

-5. 旅客室は次の要件にも適合しなければならない。

(1) 仮設の梁の上に設けてはならない。

(2) 旅客室直上の暴露鋼甲板及び旅客を搭載する暴露鋼甲板には木甲板を張るか又は本会がこれと同等以上の効力ありと認める被覆を施さなければならない。

-6. 次に掲げる場所を旅客室に充てはならない。

(1) 船首隔壁がある船舶については，その前部，船首隔壁がない船舶については上甲板上面において船首材の内面より船の最大幅の 2 分の 1 に当る箇所より前部

(2) 幅又は長さが 600*mm* 未満の場所

(3) ボイラ室の周囲に防熱装置を施さない場合においてはその周囲 600*mm* 迄の場所

(4) その他本会が旅客の起臥動作に不適当と認める場所

-7. 上甲板その他閉塞しない場所に旅客を搭載する場合であっても次の**(1)**から**(6)**に掲げる場所を旅客室に充てはならない。

(1) 倉口，天窓，舷側水道その他障害物が占める部分

(2) 甲板室，倉口，天窓及び舷側水道の間における幅 600*mm* 未満の場所

(3) 短船首楼甲板上の場所

(4) 船首材の前面より船の長さの 8 分の 1 間にある上甲板及び長船首楼甲板上の場所

(5) 本会が非常の際における旅客の集合上必要と認める場所

(6) その他，本会が旅客の搭載を適当でないと認める場所

2.1.3　旅客室の高さ*

船舶の旅客室の高さは 2.1*m* 以上でなければならない。

2.1.4　旅客室の面積

-1. 旅客室の面積のついては次の**(1)**から**(4)**の規定による。

(1) 形状が整正な場所にあっては平均の幅を長さに乗ずる。

(2) 形状が整正でない場所にあっては前中後の 3 箇所の幅を測り，前後の幅の和に中央の幅の 4 倍を加え，6 で除し，これに長さを乗ずる。

(3) 船尾斜曲なる場所（長さが幅の 2 分の 1 に等しい箇所より後部）にあっては，長さの 3 分の 2 に，その場所の前端の幅を乗ずる。

(4) 前**(1)**から**(3)**の規定により定めた面積より次の**-2.**の規定により，客室の面積にしてはいけない場所及び **2.1.2-7.**の規定の各号に掲げる場所の面積を減ずる。

-2. 次に掲げる場所は旅客室の面積に算入してはならない。但し湖川港内のみを航行する船舶又は発航港より到達港まで直航する船舶にあっては倉口の上面，周囲及び載貨門の内側を旅客室に算入しても差し支えない。

(1) 通路

(2) 倉口の上面

(3) 倉口の周囲 600*mm* までの場所

(4) 載貨門の前後各 350*mm* の箇所より，その幅にて倉口の周囲 600*mm* までの場所

2.1.5 旅客室の容積

旅客室の容積の算定については次の**(1)**から**(4)**による。

(1) 形状が整正な場所にあっては平均の幅に長さ及び高さを乗ずる。

(2) 形状が整正でない場所にあっては各室毎にその前中後の 3 箇所において上中下の幅を測り，前後における上下の幅の和に前後の中幅の 4 倍及び中央における上下の幅の各 4 倍を加え，かつ，中央の中幅の 16 倍を加えたものを 36 で除し，これに長さ及び平均高さを乗ずる。

(3) 船尾斜曲なる場所（長さが幅の 2 分の 1 に等しい箇所より後部）にあっては，長さの 3 分の 2 に，その場所の前端の幅と高さを乗ずる。

(4) 前**(1)**から**(3)**の規定により定めた容積より当該容積内において客室に充てはならない場所の容積を減ずる。

2.1.6 旅客の定員*

-1. 旅客定員は次の**(1)**及び**(2)**に掲げる人数より，小なるものとすること。

(1) 旅客室及び上甲板その他閉塞してない場所における客席の収容することができる旅客の合計数

(2) 本会において十分と認める乾舷及び復原性を保持できる最大限の旅客定員

-2. 旅客室又は **2.1.1-2.(1)**に掲げる旅客を搭載する場合における上甲板その他閉塞していない場所の定員は，当該旅客室又は場所の客席について寝台の収容数を 1 個につき 1 人として算定した旅客の収容数の合計員数とする。ただし，前**-1.(2)**の規定により旅客定員を定める船舶にあっては本会が適当と認めるところによる。

2.1.7 寝台及び客席*

-1. 船舶（水中翼船を除く）は，その搭載する旅客（甲板旅客を除く）に対し寝台を設けなければならない。

-2. 寝台の長さは 1,800*mm* 以上，幅 600*mm* 以上のものとし次の**(1)**から**(3)**の規定に基づき配置しなければならない。

(1) 床面より寝台の上面までの高さは 300*mm* 以上としなければならない。

(2) 寝台上にはその上面より高さ 750*mm* 以上の空間をもたなければならない。

(3) 寝台は少なくとも一側は出入口に通じる空所又は通路に直接，面しなければならない。

-3. 水中翼船は，その搭載する旅客（甲板旅客を除く）に対し椅子席を設けなければならない。

-4. 椅子席は奥行が 400*mm* 以上であって，正面幅が 500*mm* 以上の腰掛，適当な背当及び肘掛からなるものとし，かつ，次の**(1)**から**(3)**により配置しなければならない。

(1) 腰掛の前面には距離 300*mm* 以上に至る迄の空間をもたなければならない。

(2) 通路より着席箇所に至る距離が 2*m* 以内となるように配置しなければならない。

(3) 船舶の傾斜により移動しないように配置しなければならない。

-5. 水中翼船の椅子席は，前**-4.**の規定によるほか，衝撃を受けた場合において，拘束力を保持することのできるベルトであって，本会が適当と認めるものを備えなければならない。

2.1.8 窓

旅客室には採光通風のため，適当な窓を設けなければならない。ただし，本会が照明装置及び通風装置を考慮して差し支えないと認めるときはこの限りではない。

2.1.9 旅客室の出入口*

-1. 旅客室には出入口を設けなければならない。

-2. 旅客室の通常使用する出入口は次の**(1)**及び**(2)**の規定に適合しなければならない。

(1) 幅（2 箇以上設ける場合にあってはその合計幅）は当該旅客室の定員 1 人につき 10*mm* の割合による幅以上としなければならない。この場合において，いかなる出入口もその幅 600*mm* 未満してはならない。

(2) 雨や波浪が直接侵入できない配置又は装置としなければならない。

-3. 前**-1.**及び**-2.**の出入口が床面より相当高位に設けられる旅客室には当該出入口に通じる階段を次の**(1)**から**(4)**の規定により備えなければならない。ただし非常出入口に備える階段については本会が適当と認める程度まで**(3)**及び**(4)**の規定の適用を斟酌しても差し支えない。

(1) 幅は当該出入口の幅以上としなければならない。

(2) なるべく船舶の前後の方向に配置しなければならない。

(3) 甲板と 45 度以内の角度に据え付けなければならない。

(4) ガードレールをつけ，かつ，後面に板を張らなければならない。

-4. 回り階段その他昇降困難な階段又は上部若しくは下部の付近に障害物がある階段については前**-3.(1)**の規定を適用する場合，本会が適当と認める実際より狭い幅として前**-3.(1)**に規定する幅とみなす。

-5. 前**-3.**の規定にかかわらず，旅客室に設ける非常出入口については本会の見込により梯子をもって階段の代用とすることができる。

2.1.10 通風管*

-1. 上甲板下における雑居客室には通風管を旅客甲板毎に各別に設け，その断面積は旅客定員 1 人につき，出口入口とも各 $16cm^2$ の割合としなければならない。ただし機関室の両側における雑居客室においては通風管の断面積は $21cm^2$ の割合としなければならない。

-2. 屈曲している通風管を用いるときはその断面を屈曲の割合に応じ，各屈曲に対し前**-1.**の断面の 100 分の 5 から 10 を増さなければならない。また屈折している通風管を用いるときはその断面を各屈折に対し屈折の割合に応じ 100 分の 16 から 36 を増さなければならない。

-3. 船楼内又は甲板室内にある上甲板口を通じて雑居客室に通風可能な場合，機械的通風の装置がある場合，雑居客室内の容積に余剰ある場合又は雑居客室と他室との空気の流通できる場合においては本会の見込により通風管の断面を適当に減少しても差し支えない。

2.1.11 防熱設備

熱帯地方を航行する船舶には旅客及び船員に対する適当の防熱設備を設けなければならない。

2.1.12 定員の表示

旅客室には見やすい場所に旅客室であること及び定員を表示しなければならない。

3 章　航路を制限される船舶及び小型船舶に施設される居住衛生設備の特例

3.1　一般

3.1.1　適用

本章の規定は，航路を制限する条件で登録を受ける船舶及び 500 トン未満の船舶等の船員及び旅客に関する設備に対し，本編の **2 章**までの規定のうち該当する規定に代えて適用する。

3.2　船員室等に関する特例の内容

3.2.1　船員室等の位置

-1.　**1.1.2** にかかわらず，船級符号に *Smooth Water Service* もしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶にあっては，最高航海喫水線の下方 1.8*m* に当たる箇所より上方に船員室等を設置しなければならない。

-2.　船級符号に *Coasting Service*，*Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶については，本会が差し支えないと認める場合，**1.1.2-5.**の規定によらなくてもよい。

3.2.2　船員室等の高さ

1.1.3 にかかわらず，船級符号に *Smooth Water Service* もしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶における船員室等の高さは，1.8*m* 以上でなければならない。ただし，国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶であって，船級符号に *Coasting Service*，*Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有するものについては，船員の脱出上差し支えないと認める場合に限り，1.6*m* まで減じても差し支えない。

3.2.3　換気装置*

1.1.7 の規定にかかわらず，船級符号に *Smooth Water Service* もしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶には，船員室等，船橋及び機関区域を換気できる適当な装置を設けなければならない。

3.2.4　冷暖房装置*

-1.　**1.1.8-1.**の規定にかかわらず，船級符号に *Smooth Water Service* もしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶には，**1.1.8-1.**に規定された場所を暖房できる適当な装置を設けなければならない。

-2.　熱帯地方のみを航行する船舶にあっては，**1.1.8-1.**の規定を適用しない。

-3.　**1.1.8-2.**の規定にかかわらず，船級符号に *Smooth Water Service* もしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶には，**1.1.8-2.**に規定された場所を冷房できる適当な装置を設けなければならない。

3.2.5　船員室

-1.　**1.2.2** の規定にかかわらず，船級符号に *Smooth Water Service* もしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶の船員室の定員は，寝台の数と**表 3.2** の左欄に掲げる船舶の区分に応じ，寝台外の床面積 m^2 を同表の右欄に定める単位面積で除して得た最大整数以下とする。

-2.　船級符号に *Smooth Water Service* もしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 1,000 トン未満の船舶にあっては，**1.2.2-4.**の規定は適用しない。

3.2.6　寝台

-1.　**1.2.3-1.**の規定にかかわらず，船級符号に *Smooth Water Service* もしくはこれに相当する付記を有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶については，寝台又は適当な敷物で差し支えない。

-2.　**1.2.3-2.**の規定にかかわらず，**-1.**に規定する船舶にあっては，船員室の寝台は，適当な材料を使用したものであり，かつ，その内側の寸法は，長さ 1,800*mm*，幅 600*mm* 以上でなければならない。

表 3.2

区分	単位面積（m^2）
船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶	0.45
船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶であり，最遠里程を航行する時間が 12 時間未満のもの	0.55
上記以外の船舶	1.10

3.2.7　操舵室

-1. **1.5.1** にかかわらず，船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶であって総トン数 200 トン未満の船舶にあっては，固定操舵席又はこれに類似した設備が設けられているものについては，操舵室の高さを 1.6*m* まで減ずることができる。

-2. 船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶の操舵室の高さは，1.8*m* 以上でなければならない。ただし，固定操舵席又はこれに類似した設備が設けられている船舶については，その高さを 1.6*m* まで減ずることができる。

3.2.8　船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶に対する特例

船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶にあっては，**1.1.10**，**1.1.11**，**1.1.12**，**1.2.5**，**1.3.1**，**1.3.2**，**1.3.3**，**1.3.4**，**1.4.1-1.**，**1.4.2** 及び **1.4.3** の規定は適用しない。

3.2.9　国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶に対する特例

国際航海に従事しない総トン数 200 トン未満の船舶にあっては，**1.1.11**，**1.1.12**，**1.2.5**，**1.3.1**，**1.3.2**，**1.3.3**，**1.4.1-1.**及び **1.4.2** の規定は適用しない。

3.3　旅客室に関する特例の内容

3.3.1　旅客室の高さ*

船級符号に *Greater Coasting Service*，*Coasting Service* 又は *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶については，**2.1.3** の規定にかかわらず，旅客室の高さは 1.8*m* 以上とする。ただし，本会が非常の際における旅客の脱出上差し支えないと認める場合は 1.4*m* まで減じることができる。

3.3.2　旅客室の位置

船級符号に *Coasting Service*，*Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶であって，本会が差し支えないと認める場合，**2.1.2-5.**の規定によらなくてもよい。

3.3.3　旅客の定員*

船級符号に *Greater Coasting Service*，*Coasting Service*，*Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶については **2.1.6-2.**の規定にかかわらず，旅客室又は **2.1.1-2.(1)**に掲げる旅客を搭載する場合における上甲板その他閉塞していない場所の定員は，当該旅客室又は場所の客席について次の各号の規定により算定する旅客の収容数の合計員数とする。ただし，**2.1.1-1.(1)**の規定により旅客定員を定める船舶にあっては本会が適当と認めるところによる。

(1) 座席の収容数は，その面積（m^2）を**表 3.3** の区分により同表に掲げる単位面積で除した人数とする。

(2) 椅子席の収容数はその正面幅（*mm*）を**表 3.4** の区分により，同表に掲げる単位幅にて除した人数とする。

(3) 立席の収容数はその面積（m^2）を**表 3.5** の区分に基づき，同表に掲げる単位面積で除した人数とする。

3.3.4　客席*

-1. 船級符号に *Greater Coasting Service*，*Coasting Service* 及び *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶（水中翼船を除く）については，**2.1.7-1.**の規定にかかわらず，**表 3.6** の区分により，その搭載する旅客に対し同表に掲げる客席を設けなければならない。

-2. 座席は次の**(1)**から**(4)**の規定により配置しなければならない。

(1) 床面より座席の上面までの高さは 100*mm* 以上としなければならない。ただし通路を設けない旅客室にあってはこの限りではない。

(2) 座席上には高さ 1,700*mm* 以上の空間を設けなければならない。ただし本会が差し支えないと認める場合はこの限

りではない。

(3) 通路より着席箇所に至る距離が 3.7*m* 以内となるように配置しなければならない。

(4) 浸水により浮上しないようになるべく固定すること。

表 3.3　　単位面積

区 分	航行予定時間	通路を設ける旅客室	通路を設けない旅客室
船級符号に *Greater Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶	—	0.85	1.00
船級符号に *Coasting Service*，*Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶	24 時間以上	0.85	1.00
	6 時間以上 24 時間未満	0.55	0.65
	1.5 時間以上 6 時間未満	0.45	0.55
	1.5 時間未満	0.30	0.35

（備考）

船級符号に *Greater Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶であっても，沿海区域を除く近海区域の航行予定時間が 1.5 時間に満たない船舶の座席の収容数について本会が差し支えないを認めるときには，沿海区域及び平水区域に対する単位面積により算定することができる。

表 3.4　　単位幅

航行予定時間	単位幅（*mm*）
6 時間以上 24 時間未満	500
1.5 時間以上 6 時間未満	450
1.5 時間未満	400

表 3.5　　単位面積

航行予定時間	単位面積（m^2）
1.5 時間以上 3 時間未満	0.35
1.5 時間未満	0.30

表 3.6　　客席

航行区域	航行予定時間	客席
船級符号に *Greater Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶	—	寝台又は座席
船級符号に *Coasting Service*，*Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶	24 時間以上	寝台又は座席
	1.5 時間以上 24 時間未満	寝台，座席又は椅子席
	1.5 時間未満	寝台，座席，椅子席又は立席

-3. 椅子席については **2.1.7-4.** によらなければならない。水中翼船の椅子席にあっては，更に **2.1.7-5.** によらなければならない。ただし，正面幅については，**表 3.4** に掲げる単位幅として差し支えない。また，船級符号に *Greater Coasting Service*，*Coasting Service* 及び *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶の航行予定時間 3 時間未満の航路において搭載する旅客を収容する椅子席については，本会が適当と認めるところによる。

3.3.5 通風管

船級符号に *Coasting Service*，*Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶については **2.1.10** を適用しない。

3.3.6 特別措置*

業として遊漁に従事する船舶（旅客船は除く）においては手摺の設置等の旅客の転落を防止する適当な措置を講じなければならない。

4章　昇降設備

4.1　一般

4.1.1　適用*

-1. 本章の規定により難い特別の事情がある場合には，本会が昇降設備の構造，使用方法等を考慮して適当と認めたものに限り，本章の規定によらないことができる。

-2. 本章に規定していないものにあっては，本会が当該船舶の昇降設備の効用に支障があるかどうかを考慮してその使用を承認する。

4.1.2　定義

-1. 「昇降機」とは，エレベーター，エスカレーター及びその他の昇降機をいう。

-2. 「エレベーター」とは，レールに沿って上下移動するかご構造の昇降機をいう。

-3. 「エスカレーター」とは，踏段の両側に手すりを設け，その手すりが踏段と連動し，勾配は 30 度以下（踏段のないものは 12 度以下）であるものをいう。

4.1.3　材料・構造及び性能*

-1. 昇降設備に用いる材料は，別に定める場合を除き，耐火性のものであり，かつ，耐蝕性のものでなければならい。ただし，本会が適当と認める場合は，この限りではない。

-2. 昇降設備は，通常の使用に際して，取扱者に危険を与えない構造のものでなければならない。

-3. 昇降設備は，船舶が縦に 10 度又は横に 15 度傾斜している状態においてもその性能に支障を生じないものでなければならない。

-4. 昇降設備は，船体の振動によりその性能に支障を生じないものでなければならない。

4.1.4　配置等

昇降設備は，乗員が危険なく昇降することができるような場所に配置しなければならない。

4.1.5　安全係数等

-1. 昇降機は，通常の使用状態において，制限荷重に相当する荷重を負荷したときに，その重要部分の破壊強度に対する安全係数が，**表 4.1** に定める数値以上となるものでなければならない。

-2. 昇降機は，制限荷重の 1.25 倍の負荷をしても異常を生じないものでなければならない。

-3. 昇降機は，制限荷重の 1.10 倍の荷重を負荷しても確実に動作するものでなければならない。

4.1.6　安全装置等

-1. 昇降機には，乗員を保護するために安全装置を設けなければならない。

-2. 昇降機（エスカレーターを除く。以下，この条において同じ。）には，主索が，巻上機のドラムに平らに巻きつくような装置を設けなければならない。

-3. 昇降機の主索は，3 本以上使用し，1 本の切断による転落を防止する強度でなければならない。

4.1.7　エレベーター

-1. エレベーターには，非常の場合に乗員がかごの外へ脱出するための設備をかごの天井部に設けなければならない。

-2. エレベーターには，非常の場合にかごの内からかごの外に連絡することができる装置を備えなければならない。

-3. 海底資源掘削船に設置するエレベーターは，本条によるほか，**鋼船規則 P 編 1.2.36** に定義する 2009 MODU コードの 12.3 の規定に適合しなければならない。

4.1.8　特別措置

昇降設備には，本章に規定するもののほか，当該昇降設備の構造，使用条件に応じて，本会が必要と認める追加要件に適合しなければならない。

表 4.1　　昇降機の安全係数

区分	安全係数
主索又は鎖	10.0
かご	7.5
支持はり	5.0
その他の金属構造部	5.0

目次

居住衛生設備規則検査要領 2
1編　総則 2
1章　通則 2
1.1　一般 2
2編　検査 3
1章　通則 3
1.1　一般 3
2章　登録検査 4
2.1　製造中登録検査 4
3編　居住衛生設備 5
1章　船員に関する設備 5
1.1　一般 5
1.2　船員室 6
1.3　居住諸室等 7
1.4　衛生諸室 7
1.5　操舵室 7
2章　旅客に関する設備 8
2.1　旅客室 8
3章　航路を制限される船舶及び小型船舶に施設される居住衛生設備の特例 12
3.2　船員室等に関する特例の内容 12
3.3　旅客室に関する特例の内容 12
4章　昇降設備 15
4.1　一般 15
附属書 4.1.1　釣り合い錘を用いる方式のエレベーターに関する検査要領 16
1.1　材料・構造及び性能 16
1.2　安全装置等 16
1.3　脱出設備等 17

居住衛生設備規則検査要領

1 編　総則

1 章　通則

1.1　一般

1.1.1　適用

-1.　昇降機に関する電動機及び当該電動機用制御器の試験については**鋼船規則 H 編 1.2.1-1.(4)**及び**(5)**に準じたものとする。

-2.　**規則 1 編 1.1.1-6.**の適用上，推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合し，一の船舶とみなされる場合の総トン数及び長さは，**鋼船規則検査要領 O 編 O5.1.1-1.(1)**及び**(2)**により定まるものとすること。

2 編　検査

1 章　通則

1.1　一般

1.1.3　検査の実施及び時期

-1. **規則 2 編 1.1.3-5.**にいう，「本会が適当と認める検査方法」とは，通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

-2. **規則 2 編 1.1.3-5.(2)**に該当する臨時検査については次による。

(1) プッシャーバージ

推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合して一体となって航行する場合は，次によること。

(a) 推進機関及び帆装を有しない船舶が**鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)**又は**(2)**のいずれかに該当し，かつ，推進機関を有する船舶と当該推進機関及び帆装を有しない船舶の両方又は片方が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合，それらの船舶は，2018 年 7 月 31 日までに，**規則 1 編 1.1.1-6.**に規定する要件を満たしていることを，検査により確認を受ける。

(2) 水中翼船の椅子席

2009 年 4 月 27 日前に建造開始段階にあった水中翼船について，**規則 3 編 1.5.3**，**2.1.7** 及び **3.3.4** に規定する要件に適合していることを確認する。

2章　登録検査

2.1　製造中登録検査

2.1.2　提出図面及びその他の書類

規則 2 編 2.1.2-1.に規定する「本会が別に定めるところ」とは，次をいう。

登録規則 2 章 2.3 に定める船級登録申込者が，製造中又は製造後の登録検査及び**規則 2 編 2.3** に定める改造工事の申込みを行う前に，工事の準備の都合により事前に図面及び書類の審査を希望する場合には，事前審査申込書を提出すること。なお，登録検査申込書が提出されたときには，事前審査申込書は自動的に登録検査申込書に引き継がれるものとする。

3 編　居住衛生設備

1 章　船員に関する設備

1.1　一般

1.1.1　適用

女子船員に関する設備については, 船員室並びに浴室, 便所, 洗面設備及び洗たく室を独立かつ専用のものとすること。

1.1.2　船員室等の位置

-1.　規則 3 編 1.1.2 でいう船員室等とは，船員室，船員の利用に供される食堂，調理室，休憩室等の居住諸室，事務室及び浴室，便所，洗たく室，病室等の衛生諸室並びに無線電信室をいう。配膳室は居住諸室に含み，洗面所，乾燥室，作業衣ロッカ室及び診療室は，衛生諸室に含む。

-2.　満載喫水線又は区画満載喫水線の表示のない船舶にあっては，最高航海喫水線は，計画の最も深い喫水に相当する水線とする。

-3.　規則 3 編 1.1.2-1.において，船型等を考慮して船員室等を最高航海喫水線の上方に設けることが困難である船舶にあっては，やむを得ないものと認めて差し支えない。ただし，その場合であっても，船員室は最高航海喫水線上に設けること。

-4.　規則 3 編 1.1.2-1.において，特殊目的船については，照明装置の備え付け及び通風のための十分な措置がとられている場合にあっては，やむを得ないものと認めて差し支えない。ただし，その場合であっても，作業用通路の直下に船員室を設けてはならない。

-5.　規則 3 編 1.1.2-5.(2)にいう木甲板は厚さ 50 *mm* 以上であること。

-6.　船員室直上の暴露鋼甲板であって，甲板裏面にグラスウールその他の適当な防熱（普通の天井内張りのみでは，適当なものとしない）を施したものについては，木甲板と同等の防熱効果が得られれば，適当な甲板被覆材を施したものとして差し支えない。

-7.　次に掲げる場所に船員室等が配置されていないこと。

(1)　周囲壁及びこれらに設けられる開口の閉鎖装置が常識的な風雨密以上になっていない場所

(2)　前**(1)**の開口の閉鎖装置が内外より開閉できない場所

(3)　少なくとも甲板洗水等が浸水することを防止するための適当な縁材が設けられていない場所

(4)　迅速に開放甲板に脱出できない場所

(5)　開放甲板への出入りのための開口のうち，常用出入り口が風雨に対して防護されていない場所

1.1.3　船員室等の高さ

規則 3 編 1.1.3 の規定によるクリアハイトをとることが船舶の復原性の観点から合理的でない場合，船員室等の一部のクリアハイトを減じても差し支えない。ただし，規則 3 編 3.2.2 に規定される船舶を除き，クリアハイトを減じることが合理的であり，かつ，船員に対して不便をもたらさないと認められる場合に限る。

1.1.4　船員室等の隔離

-1.　船員室等については，錨鎖庫，コファダム，蓄電池が配置されている場所その他これらに類似した場所からの隔離についても留意しなければならない。

-2.　調理室，洗たく室，乾燥室，共同洗面所，共同浴室又は共同便所との間隔が十分でない場所が船員室となっていないこと。ただし，小型船等において実行不可能と認められる場合は，隔離の程度を軽減して差し支えない。

1.1.7　換気装置

衛生諸室の換気装置は，他の船員に関する設備とは別に独立したものとすること。ただし，本会が当該船舶の構造，航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合は，他の適当な装置を認めることがある。

1.1.9　天窓及び舷窓等

甲板明り取り（デッキライト）は，天窓，舷窓等に含む。

1.1.10 防音措置等

-1. **規則 3 編 1.1.10** にいう「本会が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認めた場合は，この限りではない」とは，次の**(1)**又は**(2)**の場合をいう。

(1) **高速船規則 1 編 2.1.2** に定義する船舶及び**鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2.「船内騒音計測に関する実施要領」An1.1.2-3.(1)**から**(7)**に該当する船舶について，騒音値を低減するための措置を講じることが当該船舶の機能を損うこととなる場合

(2) **鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2.「船内騒音計測に関する実施要領」An1.1.3** による場合

-2. **規則 3 編 1.1.10(1)**にいう「本会が適当と認める騒音レベル」とは，**鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2.「船内騒音計測に関する実施要領」表 An4.1** に示す騒音レベルをいう。

-3. **規則 3 編 1.1.10(1)**にいう「本会が適当と認める方法」とは，**鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2.「船内騒音計測に関する実施要領」**による。

-4. **規則 3 編 1.1.10(2)**にいう「本会が適当と認める空気音遮断性能」とは，**鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2.「船内騒音計測に関する実施要領」5 章**による。

-5. **規則 3 編 1.1.10(3)**にいう「本会が適当と認めるところ」とは，**鋼船規則 B 編附属書 2.3.1-2.「船内騒音計測に関する実施要領」6 章**による。

1.2 船員室

1.2.2 船員室の定員

-1. **規則 3 編 1.2.2-1.**にいう「本会が適当と認める場合」とは，船員室の定員を 2 人とすることについて，船舶所有者団体と船員団体との間で合意がなされている場合をいう。

-2. **規則 3 編 1.2.2-2.**にいう職員とは，船長，航海士，機関長，機関士，通信長及び通信士の職務を行う者をいう。

-3. **規則 3 編 1.2.2-3.**にいう部員とは，船長及び職員を除く船員であって船内で使用される者をいう。

-4. 特殊目的船の船員室の定員及び床面積については次によること。

(1) 船長及び職員が使用する船員室の定員は 1 人とし，その場合における船員室の床面積は**表 1.1(a)**に掲げる値以上とすること。

(2) 部員室の定員は，2 人以上とすることができる。その場合の床面積は，**表 1.1(b)**の左欄に定める定員の数に応じ，それぞれ右欄に掲げる数値以上とすること。4 人を超える定員の船員室とする場合は，1 人当たりの床面積は 3.6 m^2 以上とすること。

表 1.1(a)　船員室の床面積（m^2）（特殊目的船）

区分	床面積（m^2）
甲板部，機関部，無線部，事務部その他の各部の最上位にある職員（以下「各部の最上位職員」という。）以外の職員	7.5
船長及び各部の最上位職員	8.5

表 1.1(b)　部員室の床面積（m^2）（特殊目的船）

定員（人）	床面積（m^2）
2	7.5
3	11.5
4	14.5

1.2.3　　寝台

規則 1.2.3-3.(2)にいう「採光のための設備が十分であると認める場合」の判断基準については，自然採光として差し支えない。

1.2.4　　備品

-1.　十分な大きさの衣服戸棚とは，船員 1 人に対し，容量が 475 リットル以上でかつ施錠することのできる棚及び容量が 56 リットル以上の引き出し又はこれに相当するものをいう。ただし，衣服戸棚に引き出しが備え付けられている場合には，500 リットル以上の容量のものとすることができる。

-2.　テーブルは固定式，折畳み式又は引き出し式のものとすること。

1.2.5　　洗面設備

船員室に浴室が備えられている場合であって，当該浴室が洗面設備と同様に使用することができる場合は，浴室と別に洗面設備を設ける必要はない。

1.3　　居住諸室等

1.3.4　　休憩室

総トン数 3,000 トン未満の船舶にあっては，休憩室は食堂と兼用することとして差し支えない。

1.4　　衛生諸室

1.4.1　　浴室等

-1.　浴室については，浴槽もしくはシャワー又はその両方が設けられていること。

-2.　規則 3 編 1.4.1-1.にいう「船員定員 6 人又はその端数ごと」の算定にあたっては，浴室，大便器及び洗面設備のそれぞれについて，個人用の設備を有する者を除き算定すること。

1.4.4　　囲壁の防水措置

十分な排水設備を備え，かつ，使用水の飛散を防ぐ構造を有している場合には，本規定に適合しているものとみなす。

1.4.5　　診療室及び病室等

-1.　病室は十分な床面積を有し，かつ，病室内には病床が備えられていること。

-2.　病室を利用する者のための専用の大便所が設けられていること。

1.5　　操舵室

1.5.2　　操舵室の広さ

-1.　操舵室は，そこに設けられる機器等の保守のため，十分な床面積を有すること。

-2.　操舵室は，そこに設けられる機器等を使用する者及び操舵者の業務を阻害することなく必要な設備及び周囲壁の窓に自由に接近できるように 600 *mm* 以上の通行幅を確保することができる床面積を有すること。

2章　旅客に関する設備

2.1　旅客室

2.1.1　適用

-1. 規則 3 編 2.1.1-2.(1)にいう「航行予定時間」とは，一般に出発港から最終到着港に至る停泊時間を含めた延べ時間をいう。

-2. 規則 3 編 2.1.1-2.(1)により備え付けが要求される旅客室は，風雨密に閉囲できる構造のものとすること。

2.1.2　旅客室の位置

-1. 満載喫水線又は区画満載喫水線の標示が要求されない船舶にあっては，最高航海喫水線は計画最大満載喫水線とする。

-2. 規則 3 編 2.1.2-1.において旅客室の位置は，床張り等を除いた当該旅客室の鋼甲板上面の位置をいう。

-3. 規則 3 編 2.1.2-5.(2)に規定する木甲板の厚さは，50*mm* 以上とする。

-4. 規則 3 編 2.1.2-5.(2)の適用にあっては，通常の天井内張りのみでは，木甲板と同等の断熱性があるものとは認められない。

-5. 規則 3 編 2.1.2-6.(4)に規定する「その他本会が旅客の起臥動作に不適当と認める場所」とは，食堂，喫茶室，バー，ホールその他これらに類似する場所をいう。

2.1.3　旅客室の高さ

-1. 旅客室の高さについては，一般に次のように定義する。

(1) 上部は，上部甲板下面又は天井張り下面とし，甲板桁及び梁は考慮しない。

(2) 下部は，木甲板，デッキコンポジション等の甲板被覆又は敷板の上面とし，客席は考慮しない。

-2. 旅客室の高さの算定にあっては，客席，救命胴衣格納箱，パイプその他の艤装品は，脱出に支障がない限り，無視して差し支えない。ただし，通路の部分（出入口を含む。）は，いかなる場合にあってもこれらを無視することはできない。

-3. 天井張りを有する旅客室については，クリアハイトを 1.9*m* 以上とすること。

2.1.6　旅客の定員

乾舷は，いかなる場合においても満載状態の船体中央の位置で 200*mm* 以上とすること。

2.1.7　寝台及び客席

-1. 寝台の上面とは，マット又は畳の上面とし，寝具は考慮しない。

-2. 寝台は，他の者を乗り越えることなく側面から出入口に達するよう配置すること。（図 2.1.1 参照）

-3. 椅子席の寸法の測り方については，図 2.1.2 による。

-4. 正面幅(b)については，図 2.1.3 による。

-5. 屈折又は屈曲した相当長い椅子にあっては，腰掛部及び背当部のガース長さのうちいずれか小さい方の値を正面幅とする（図 2.1.4 参照）。この場合において，椅子は，実際に人が腰掛けることができるものであること。

-6. 長椅子には，両端にひじ掛があればよい。また，壁面と接する部分にはひじ掛を要しない。

-7. 椅子席は傾斜により容易に移動しないものであれば，上方に引抜き可能な取り付けによるものであっても差し支えない。

-8. 「衝撃を受けた場合において，拘束力を保持することのできるベルトであって，本会が適当と認めるもの」とは，次の**(1)**から**(3)**を満足するものをいう。

(1) 緊急ロック式巻取装置を備えたベルト又は一動作で迅速に締め付けができるベルト。

(2) 当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動することを防止するためのベルト。いわゆる 2 点式ベルト。又は，当該椅子席の乗車人員が椅子席の前方に移動することを防止し，かつ，上半身を過度に前傾することを防止するためのベルト。いわゆる 3 点式ベルト。

(3) 自動車又は航空機での使用を想定して製造されたものであること。

図 2.1.1

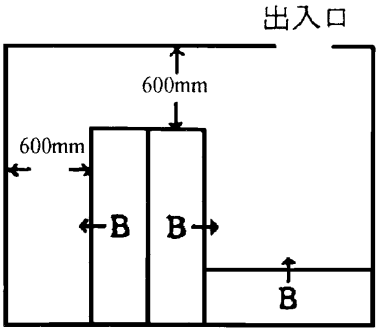

B：寝台

図 2.1.2

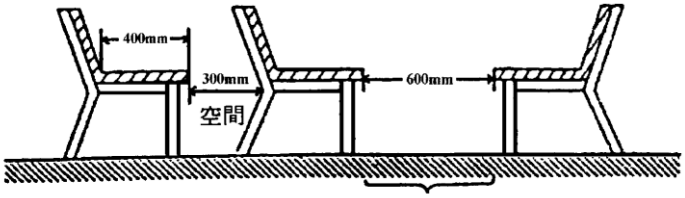

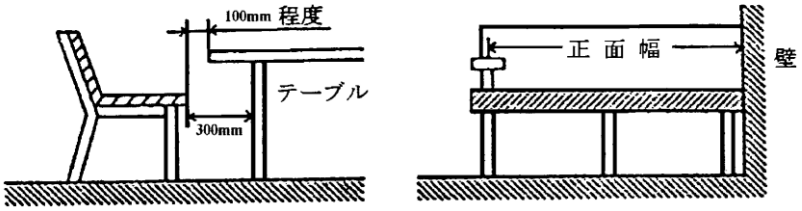

図 2.1.3

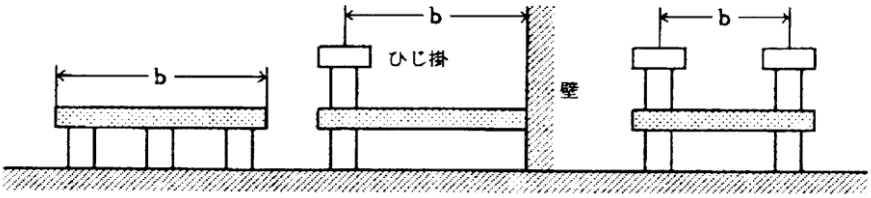

図 2.1.4

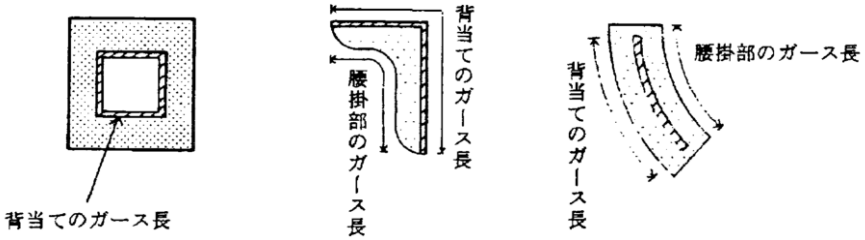

2.1.9　　旅客室の出入口

-1. 出入口の内側は他の区画を経由することなく直接旅客室内の通路に通じ（通路のない旅客室を除く。），外側は原則として直接廊下，暴露部等に通じていること。

-2. 戸を備える場合の出入口の幅は，戸を完全に開放した場合の最も狭い空間の幅とする。

-3. 雨や波浪が直接侵入できない配置又は装置とは，次に掲げる場合をいう。

(1) 出入口を船楼，甲板室等の中に配置する場合（ドアはなくても差し支えない。）

(2) コンパニオンを備える場合

(3) 出入口の外部上方に甲板又は適当なひさしの役を果たすものがかぶさっている場合

-4. 旅客室床面と脱出甲板の高さが 600*mm* 未満の場合には，**規則 3 編 2.1.9-3.**の規定は適用しない。

-5. 階段上端の踊場の脱出方向の距離(d)は，階段の幅以上 2.4*m* 以下であること。（**図 2.1.5(1)**参照）明確な踊場がない場合にあっては，幅及び距離(d)のそれぞれが階段の幅に相当する部分（**図 2.1.5(2)**）を客席としてはならない。ただし距離(d)は 2.4*m* 超える必要はない。

-6. 階段幅(B)は，ハンド・レールの内側で測ること。（**図 2.1.6** 参照）

-7. 階段囲壁には，ガードレールに代えてストーム・レールを適当な高さに設けて差し支えない。この場合において，その壁面からの突出は，80*mm* 以上とすること。（**図 2.1.7** 参照）

-8. 幅 2*m* 以上の階段には，中央部にガードレールを設けること。

2.1.10　　通風管

-1. 屈曲又は屈折した通風管の断面増加率は，各屈曲又は屈折に対し，**表 2.1** のとおりとする。

-2. 屈曲内半径(r)が通風管の径(d)より小さいときは，屈折したものとして扱う。（**図 2.1.8** 参照）

-3. 船楼内又は甲板室内にある上甲板口を通じ雑居旅客室に通風することができる場合は，その甲板口の面積の 20%を通風管の断面積に算入して差し支えない。

-4. 雑居旅客室内に対する通風管の要求断面積を算定する場合にあっては，当該区画の実際の容積から収容定員により求まる容積を差し引いたものを余剰容積とし，当該余剰容積は 5 人分に要する容積をもって 1 人分の通風管の断面積として算入する。

図 2.1.5

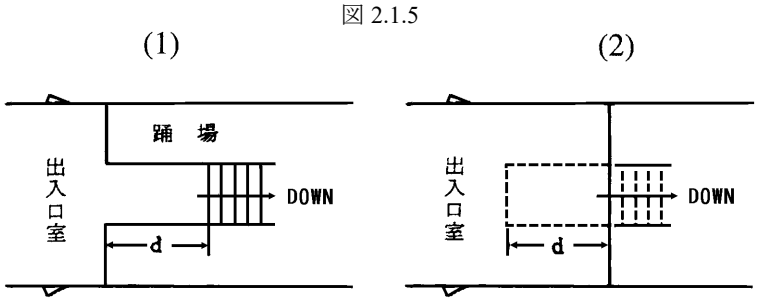

図 2.1.6

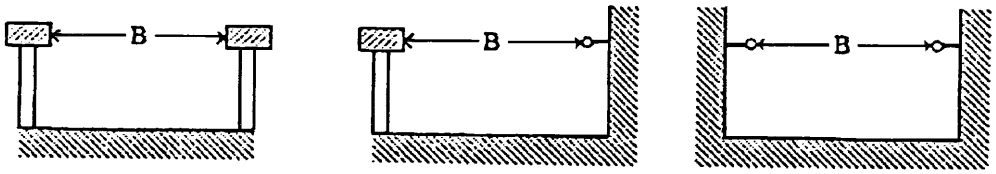

図 2.1.7

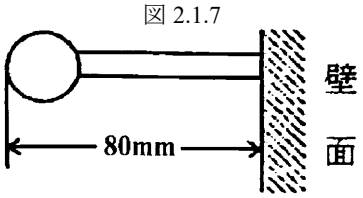

図 2.1.8

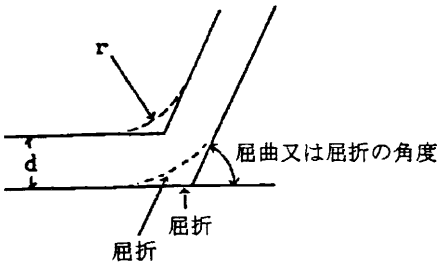

表 2.1

屈曲又は屈折の角度	屈曲通風管	屈折通風管
30° 以上 60° 未満	5/100	16/100
60° 以上 90° 未満	10/100	36/100

3 章　航路を制限される船舶及び小型船舶に施設される居住衛生設備の特例

3.2　船員室等に関する特例の内容

3.2.3　換気装置

通風管を設ける場合は，その断面積が定員又は収容人員 1 人当たり 20cm^2 以上でなければならない。

3.2.4　冷暖房装置

-1.　規則 3.2.4-1.において，次に掲げる要件に適合するものは，「暖房できる適当な装置」と認めて差し支えない。

(1)　一酸化炭素等による危険がないこと。

(2)　火災の危険がないこと

(3)　保護装置が設けられていること

-2.　規則 3.2.4-3.において，規則 3.2.3 に規定する「換気できる適当な装置」については，「冷房できる適当な装置」とみなして差し支えない。

3.3　旅客室に関する特例の内容

3.3.1　旅客室の高さ

規則 3 編 3.3.1 のただし書きの規定により，旅客室の高さを軽減できるのは，例えば次のような場合とする。ただし，立席を設ける部分は，1.7m 以上とし，出入口部分の高さは 1.8m 以上とすること。

(1)　船尾斜曲の場所等であって床面積を広げる目的で一部の床（全旅客室面積の約 1/3 程度までに限る。）を持ち上げる場合。（図 3.3.1）

(2)　面積約 15m^2 以下の客室であって，上甲板より高い場所の両舷に多くの大きな窓（幅 600mm 以上，高さ 750mm 以上を標準とする。）があり，これからも容易（上甲板から窓までの高さが約 1m 以下）に脱出できる場合。（図 3.3.2）

図 3.3.1

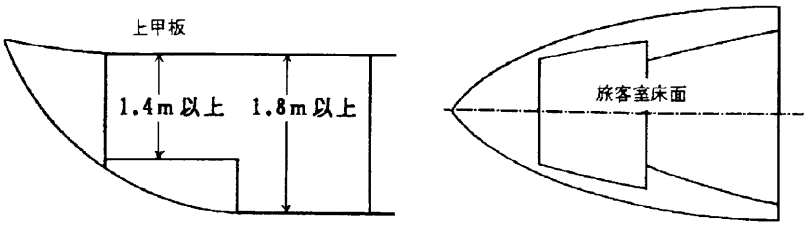

図 3.3.2

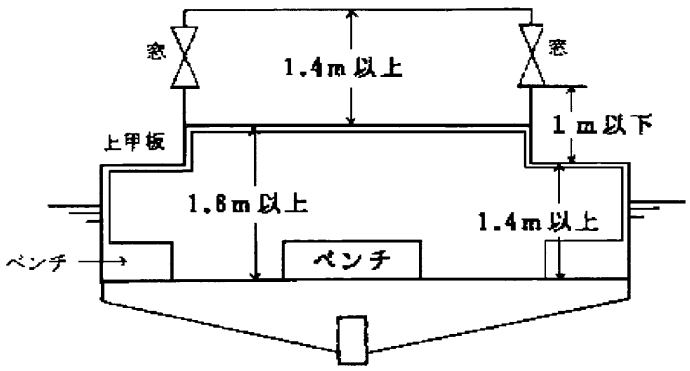

3.3.3 旅客の定員

-1. 座席については，次によること。

(1) 仕切板のある座席にあっては，座席区分ごとに仕切板の内側で測った面積により収容数を算定する。

(2) 座席上のクリア・ハイトの高低（すなわち，**規則 3 編 3.3.1** のただし書に該当する場合又は救命胴衣格納箱その他の艤装品による部分的な高低等）は無視して収容数を算定して差し支えない。

(3) 原則として，暴露甲板上には座席定員をとらない。

-2. 椅子席の正面幅については，**2.1.7-4.**及び **2.1.7-5.**による。

-3. 座席の定員については，椅子席と座席が**図 3.3.3(1)**のように共存し，かつ，椅子の前に通路がない場合，椅子の前 300*mm* の範囲を除外した座席面積につき定員を算定すること。この場合においては，椅子前縁から 3.7*m* 以内に通路があるような配置とすることが必要である。

-4. 椅子席と座席が**図 3.3.3(2)**のように共存し，かつ，椅子の前に通路を設けた場合には，通路が 600*mm* あれば椅子席，座席共に通常の定員算定方法によって差し支えない。

-5. 立席を同一室内又は同一開放場所において他の客席と共存させる場合は，できる限り立席区域が他の客席から明確に区別されるよう配置し，立っている者が他の客席の着席者の間に入り込むことのないよう考慮すること。また，**図 3.3.3** においては，斜線部を仮想の通路として除外し，残りの部分を立席面積とすること。

3.3.4 客席

-1. 座席の上面は，畳，じゅうたんその他固定の敷物の上面とする。

-2. **規則 3 編 3.3.4-2.(2)**にいう「本会が差し支えないと認める場合」とは，例えば，次のような場合をいう。

(1) 救命胴衣格納箱，通風ダクトその他部分的な障害物がある場合。

(2) 高さ 1.8*m* 未満に緩和された場合で旅客室のすべての部分。この場合において，クリア・ハイトは，できる限り大きくすること。

(3) 船首尾部において座席面積を広げるために一部の床を持ち上げた場合（**図 3.3.4** 参照）。ただし，この場合においては，次の**(a)**から**(c)**によること。また，クリア・ハイトを 1.7*m* 未満とした当該座席のいずれの部分からもクリア・ハイトが 1.7*m* 以上の部分へ到る距離は，軽減された高さの 2 倍以内とすること。

(a) 座席上のクリア・ハイトは，1.3*m* 以上とする。

(b) 定員は，各段独立に計算する。

(c) 長さ又は幅が 600*mm* 未満の部分は，座席としてはならない。

3.3.6 特別措置

規則 3 編 3.3.6 にいう「業として遊漁に従事する船舶」とは，「遊漁船業の適性化に関する法律」（昭和 63 年法律第 99 号）第 2 条第 2 項の遊漁船をいう。

図 3.3.3

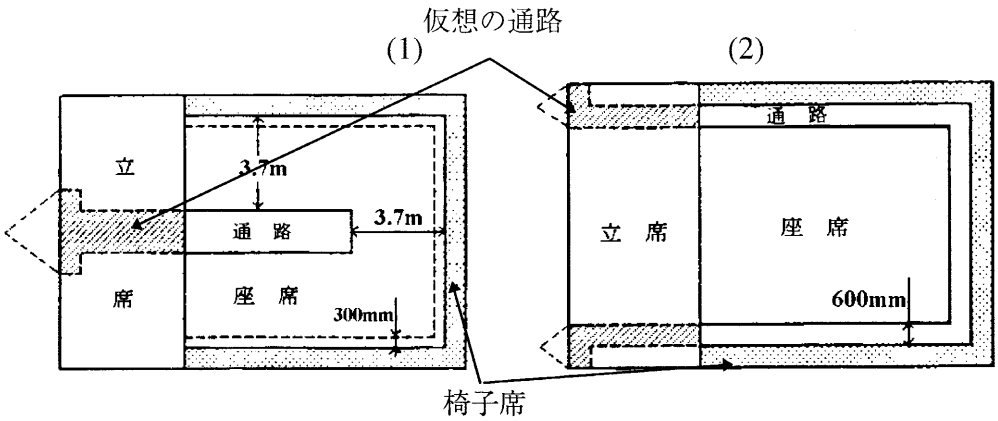

図 3.3.4

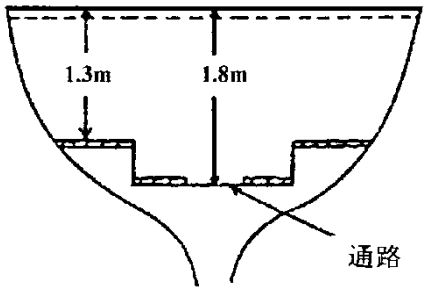

4章　昇降設備

4.1　一般

4.1.1　適用

船舶の釣り合い錘を用いる方式のエレベーターの設計，設備は**附属書 4.1.1**「釣り合い錘を用いる方式のエレベーターに関する検査要領」による。

4.1.3　材料・構造及び性能

主索に用いるワイヤロープは，エレベーターに適したもので**鋼船規則 L 編 4 章**又は本会の適当と認める規格に適合したものであること。

附属書 4.1.1　釣り合い錘を用いる方式のエレベーターに関する検査要領

1.1　材料・構造及び性能

1.1.1　昇降路

昇降路の構造は次によること。

(1) エレベーターの昇降路については，昇降路外の人又は物がかご又は釣り合い錘に触れるおそれのない構造とした十分な強度を有する壁又は囲い並びに出入口及び非常口を設けること。

(2) 釣合い錘が最大圧縮状態の緩衝器上に静止している場合，かごのわくの上端から昇降路の頂部にある床又ははりの下端までの垂直距離は少なくとも 750*mm* とすること。

(3) かごが最大圧縮状態の緩衝器上に静止している場合，昇降路底部の床面からかごの床下部までの垂直距離は少なくとも 500*mm* とする。

(4) エレベーターに関する管及びケーブル以外は昇降路中に設置しないこと。

(5) 乗組員用エレベーターの昇降路頂部には，少なくとも 0.24m^2（短辺 350*mm* 以上）の非常口を備えること。

(6) 昇降路は，非常口へ接近できるよう，全長にわたり固定はしごを備えること。

(7) 昇降路には独立の適当な換気装置を備えること。

(8) 昇降路内には，レールブラケット及びその他のエレベーターの構造上昇降路内に設けることがやむを得ないものを除き，突起物を設けないこと。なお，やむをえず突起物を設ける場合には，主索，ケーブル等の機能に支障が生じないような措置を講ずること。

(9) 昇降路は雨水又は海水の侵入から保護されること。

1.1.2　出入口の戸

出入口の戸の構造は次によること。

(1) 出入口の戸は，船舶の運動による不慮の開閉を妨げる装置を備えること。

(2) 出入口の寸法は次によること。

(a) 甲板上高さ：2,000*mm* 以上，ただし本会が当該船舶の構造，航海の様態等を考慮してやむを得ないと認めた場合は，この限りではない。

(b) コーミングを設ける場合，コーミングから測った高さ：1,600*mm* 以上

(c) 幅：600*mm* 以上（旅客用エレベーターについては 800*mm* 以上）

(3) 全ての出入口の戸には非常解錠装置を備えること。

1.1.3　かご及び釣り合い錘

かご及び釣り合い錘の構造は次によること。

(1) かごは，船舶の運動による不慮の開閉を妨げる装置を備えた十分な大きさの戸を有すること。

(2) かごは少なくとも 1 つの手すりを備えること。

(3) かごの床には滑り止めを施すこと。

(4) かごの天井には，少なくとも 0.24m^2（短辺 350*mm* 以上）の脱出口を有すること。

(5) ガイドレールは，過走行の場合を考慮し全昇降行程以上の長さを有すること。

(6) ガイドレールは鋼製とし，かご又は釣り合い錘が船舶の運動によって外れないこと。

(7) 釣り合い錘の構造には鋼又は同等の強度を有する材料を用いること。

(8) 錘ブロックは鋼製の枠の中に安全に固定されること。なお，コンクリート錘ブロックを用いないこと。

(9) ロープの切断又は他の懸垂装置の故障の場合において，かごを制止及び保持する装置を設けること。

1.2　安全装置等

-1. 1.1.3(4)に規定する脱出口のふたが開いた場合には，インターロックによりかごが停止すること。

-2. インターロックについては脱出口が閉の状態以外は作動し，運転の再開はかごの天井外側にあるインターロックを手動によりリセットした後にのみ可能であること。

1.3 脱出設備等

-1. エレベーターの脱出設備は次によること。

(1) **1.1.3(4)**に規定する脱出口のふたは，船舶の運動や振動等によって外れない外側及び内側より開閉ができる適当なロック機構を備え，通常は無断で使用しないよう注意銘板を取り付けること。

(2) 旅客用エレベーターにおいては，**1.1.3(4)**に規定する脱出口を通して脱出はしごをかご内部に入れること。当該はしごの保管場所は機械室，乗組員が管理するロッカ室等とすること。

(3) 乗組員用エレベーターには，脱出用固定はしご又は同等の設備をかご内部に備えること。

-2. エレベーターには，電源遮断時にかごを容易に出入口に移動するための手動による手段を備えること。この場合，手動操作に必要な力は 400*N* を超えないこと。